

## ヘルスケアイノベーション推進会議 規約

### (目 的)

第1条 ヘルスケアイノベーション推進会議（以下、「本会議」という。）は、医療介護ものづくり研究会を承継し、医療介護に関する機器・サービス（以下、「医療介護機器等」という。）の開発及び普及を促進するとともに、なごやライフバレーを活用し、医療介護機器等の高度化・イノベーションを推進することで、当地域の産業振興に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第2条 本会議は、第4条に規定する委員及び第5条に規定する会員により構成され、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 普及啓発に関すること。
- (2) 調査研究に関すること。
- (3) 共同研究開発に関すること。
- (4) 技術相談に関すること。
- (5) 評価・実証に関すること。
- (6) 人材育成に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要と認められること。

### (管理運営)

第3条 本会議は、公益財団法人名古屋産業振興公社（以下、「公社」という。）が事務局として管理運営を行う。

### (委 員)

第4条 本会議の委員は、名古屋市との協議により、公社が委嘱するものとする。

- 2 委員会では、本会議での実施事業に対する意見交換及び情報共有を行うものとする。
- 3 委員会は、委員及び事務局をもって構成し、年1回以上行うものとする。

### (会 員)

第5条 本会議の会員は、本規約に賛同し、別紙1「ヘルスケアイノベーション推進会議 入会申込書」により、申込みを行った者をもって構成し、退会は、原則として別紙2「ヘルスケアイノベーション推進会議 退会届出書」により退会する。

- 2 会員は本会議で知り得た企業の秘密を他に漏らしてはならない。

### (運 営)

第6条 公社は、必要に応じて本会議の運営に必要な者をアドバイザーとして置くことができる。

### (活動期間)

第7条 本会議の活動は年度単位とし、各年度の終わりに次年度における活動の継続及び内容について必要に応じて見直しを行う。

(部会の設置)

第8条 本会議には、必要に応じて部会を設置する。

- 2 部会においては、それぞれセミナーや見学会等を開催し、情報の共有を図り、会員間の連携による共同研究を目指すものとする。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(研究分科会の設置)

第9条 特定分野における製品開発を進めるため、本会に必要なに応じて研究分科会を設置する。

- 2 研究分科会においては、特定分野ごとに、会員間の連携による共同研究等を行い、そこで開発された試作品の評価を行うなどして、製品化を目指すものとする。
- 3 研究分科会における研究内容及び研究成果は、原則として公表するものとする。
- 4 研究分科会の運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(経費の支弁)

第10条 本会議の管理運営に関する必要経費については、公社が支弁する。

- 2 前項に係わらず、研究分科会の運営及び共同研究等に要する経費、会員が本会議に出席するため必要となる交通費および交流会費等については、原則として、会員が自ら負担する。ただし、委員についてはこの限りでない。

(実施規定)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

- 1 本規約は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 本規約の施行により、医療介護ものづくり研究会規約は効力を失う。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。



年 月 日

公益財団法人名古屋産業振興公社 御中

ヘルスケアイノベーション推進会議  
退 会 届 出 書

本会を退会します。

会社名	
所属・役職	
氏名	
E-mail	
TEL	